

健発 0509 第 4 号
平成 30 年 5 月 9 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針の
一部改正について

緩和ケア研修会については、「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針について」（平成 29 年 12 月 1 日付け健発 1201 第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」（以下「指針」という。）に基づき実施しているところであるが、今般、下記のとおり指針の一部を改正したので、貴職におかれては、内容を了知の上、貴管内のがん診療連携拠点病院等、当該病院等と連携する医療機関等、緩和ケア病棟を有する病院及び関係団体等に対して周知するとともに、その実施に努められるよう特段のご配慮をお願いする。

記

1. 改正内容

別添新旧対照表のとおり

2. 改正の概要

- ・ e-learning 修了証書に関する手続きの迅速化・簡素化
 - ▶ 集合研修の申し込みの際に、e-learning 修了者が送付する e-learning 修了証書について、当該修了証書の ID 等でも可とする等の変更
 - ▶ 集合研修の終了後、集合研修事務担当者が、都道府県がん対策担当課等に提出する e-learning 修了証書の廃止
- ・ 都道府県健康対策推進事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日発出）の改正に伴う一部改正（「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業」の事業名を「がん緩和ケアの推進に資する事業」に変更）
- ・ 緩和ケア研修会の修了証書の発行における提出書式の一部変更等

3. 適用期日

平成 30 年 5 月 9 日から適用する。